

騒 音 規 制 法
振 動 規 制 法

福島県生活環境の保全等に関する条例

福島市公害防止対策条例

一 届 出 案 内 一

（騒音・振動発生施設）

福 島 市

2025. 4 改定

特定施設(指定施設)に関する届出等について

I. 騒音及び振動に関する規制について

- ・騒音規制法 昭和43年12月1日施行
- ・振動規制法 昭和51年12月1日施行
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例(県条例) 平成9年4月1日施行
- ・福島市公害防止対策条例(市条例) 昭和47年6月26日施行

以上4つの法律等に基づく指定地域内に、著しい騒音及び振動を発生させる施設として法律に定める特定施設及び条例に定める騒音指定施設(以下、特定(指定)施設という)を設置する等の場合には、それぞれの法律及び条例に定められた様式により届出が必要となります。

また、特定(指定)施設を設置した工場及び事業場から発生する騒音・振動は法律等により規制され、規制基準に適合しないために周囲の住民の生活環境が損なわれる場合には、改善勧告及び改善命令等の必要な措置が講じられることになります。

II. 届出について

(1) 必要な届出等について

必要な届出	届出が必要な場合	提出期限
特定(指定)施設設置届出	初めて特定(指定)施設を設置しようとする場合	設置工事開始日の30日前
特定(指定)施設使用届出	①指定地域となった際、現にその地域内において工場及び事業場内に特定(指定)施設を設置している場合 ②1つの施設が特定(指定)施設となった際、現に指定地域内の工場及び事業場内にその施設を設置している場合	当該地域が指定地域となった日、または当該施設が特定施設となった日から30日以内
特定(指定)施設の種類毎の数変更届出(騒・県・市)	特定(指定)施設の種類毎の数が、以前に届出た数の2倍を超える数に増加する場合	変更に係る工事開始日の30日前
特定(指定)施設の種類毎の数及び能力毎の数等変更届出(振)	特定施設の種類及び能力毎の数が増加する場合、又は特定施設の使用の方法(使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げ等)を変更しようとする場合	変更に係る工事開始日の30日前
騒音及び振動の防止の方法変更届出	騒音及び振動の防止の方法の変更があつて、騒音及び振動の増加を伴う場合	変更に係る工事開始日の30日前
氏名(名称・住所・所在地)変更届出	①特定(指定)施設の設置者の氏名(法人にあつては代表者の氏名)、名称、住所に変更があつた場合 ②工場又は事業場の名称及びその所在地に変更があつた場合	変更のあつた日から30日以内
特定(指定)施設使用全廃届出(騒・振・県)	届出に係る工場又は事業場に設置する特定(指定)施設の全ての使用を廃止した場合	廃止のあつた日から30日以内
承継届出(騒・振・県)	届出に係る工場又は事業場に設置する特定(指定)施設の全てを譲り受け、又は借り受けた場合、あるいは相続又は合併があつた場合	承継のあつた日から30日以内

注1 上表において「騒・振・県・市」は、届出の根拠となる法律、条例を示しています。

騒：騒音規制法 振：振動規制法 県：県条例 市：市条例

2 下記に該当する場合は、県条例に基づく騒音指定施設の設置(使用)届出は不要となります。

- ①騒音規制法に定める特定施設(以下、騒音特定施設という)と騒音指定施設を、同時に初めて設置する。
- ②騒音特定施設が既に設置されている工場又は事業場に、騒音指定施設を新たに設置する。
- ③1つの施設が騒音指定施設となった際、既に騒音特定施設が設置されている。

(2) 届出を要する地域[法令及び条例に基づく指定地域](都市計画法に基づく用途地域等)

騒音規制法 振動規制法	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
県条例 市条例	市内全域

(3) 届出が必要となる施設

①騒音規制法に係る特定施設

番号	施 設	規 模
1	金属加工機械 イ 圧延機械 ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス ホ 機械プレス ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト ヌ タンブラー ル 切断機	原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が30 重量t 以上のものに限る。 原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。 タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。 と石を用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント ロ アスファルトプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45%以上のものに限る。 混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤 ヘ かん盤	原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

②振動規制法に係る特定施設

番号	施 設	規 模
1	金属加工機械 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン	矯正プレスを除く。 原動機の定格出力が1kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が37.5kw 以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力の合計が10kw 以上のものに限る。
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

③福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定施設

番号	施 設	規 模
1	金属加工機械 (1) 圧延機械 (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン (4) 液圧プレス (5) 機械プレス (6) せん断機 (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーミングマシン (9) プラスト (10) タンブラー (11) 切断機	原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が30 重量t 以上のものに限る。 原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。 と石を用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機及び磨砕機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
4	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用 又は農業製造用のふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
5	織機	原動機を用いるものに限る。
6	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45%以上のものに限る。 混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。
7	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。
8	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤 (5) 丸のこ盤 (6) かなな盤	原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。
9	抄紙機	
10	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
11	合成樹脂射出成形機	
12	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。
13	ガソリンエンジン	定格出力7.5kw 以上のものに限る。
14	ディーゼルエンジン	定格出力7.5kw 以上のものに限る。
15	冷凍機	原動機の定格出力7.5kw 以上のものに限る。

④福島市公害防止対策条例に係る指定施設（騒音、振動の規制以外に関する施設を含む）

番号	施 設	規 模
1	空気圧縮機	【騒・振】原動機の定格出力が3.75kw 以上のもの
2	送排風機	【騒・振】原動機の定格出力が3.75kw 以上のもの
3	ドラム缶洗浄機	【水質】
4	石材引割機及び石材切削機	【粉じん】
5	動力打綿機、動力混打綿機及び動力梳綿機	【粉じん】
6	コンクリートブロック成形機	【水質】
7	鉱物、土石又はのこぎりくずの堆積場	【粉じん】 建屋内にあるものを除き、その面積が100㎡以上のもの
8	動物の飼養又は収容に用いる施設	【水質】 豚にあつては、常時成豚 50 頭以上、鶏(30 日未満のひなを除く。)にあつては、常時2,000 羽(肉用鶏3,000 羽) 以上のもの

(4) 届出添付書類

できる限り図面、表等を利用すること。

(例) 特定施設設置届出書

- ・付表
- ・付近の見取り図
- ・工場又は事業場の見取り図
- ・特定施設の配置図
- ・特定施設の仕様書(カタログ等)
- ・騒音、振動レベルの計算書
- ・その他、必要と思われる図面等

(5) 記載上の注意

工場または事業場の名称及びその所在地	特定施設が設置されている工場又は事業場の名称及び所在地を記入すること
工場又は事業場の事業内容	例：印刷業、病院、旅館業、機械部品製造業等具体的に記入すること
常時使用する従業員	季節的に事業を行い変動のある際には、その旨を記載すること
特定(指定)施設の種類の	例：1、ニ、液圧プレス 2、空気圧縮機 のように記入すること
型式、公称能力、数	型式、公称能力の同じものについてはまとめて記入し、欄内に記入できない場合には別紙によることとし、同様の欄を作り記入すること。 ＊ 1馬力=0.746kwとして取り扱うこと。 ＊ 配置平面図に設置位置を記入すること。
季節の変動	例：夏期(6月～8月)のみ使用など
騒音、振動防止の方法	低騒音・低振動型の施設の設置、工場等屋内設置、工場内全面吸音材内張り、換気口への消音装置設置、防振基礎、防振ゴムなど具体的に記入すること (できる限り図面、表等を利用のこと)

(6) 提出先及び提出部数

福島市 環境部 環境衛生課 環境保全係に提出してください。
提出部数は2部とします。うち1部を控えとして返却します。

(7) 計画変更勧告

届出に係る工場又は事業場において発生する騒音、振動が規制基準に適合しないと認められる等の場合、届出を受理した日から30日以内に防止の方法、使用の方法、配置計画等の変更を勧告します。

Ⅲ. 騒音、振動に係る規制基準

(1) 騒音に係る規制基準

単位：デシベル(dB)

時間区分 区域区分	昼 間 7時～19時	朝 夕 6時～7時 19時～22時	夜 間 22時～6時	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域(県条例)
第2種区域	55(50)	50(45)	45(40)	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60(55)	55(50)	50(45)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途地域以外の地域 相当
第4種区域	65(60)	60(55)	55(50)	工業地域
第5種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業専用地域

(2) 振動に係る規制基準

単位：デシベル(dB)

時間区分 区域区分	昼 間 7時～19時	夜 間 19時～7時	備 考
第1種区域	60(55)	55(50)	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65(60)	60(55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1 騒音の測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界上とする。

2 学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園等の50メートルの区域内においては()内の数値を適用する。

IV. 特定(指定)施設を設置する場合の基本的考え方

特定(指定)施設を設置しようとするときは以下のことに留意し、工場又は事業場から発生する騒音、振動に係る規制基準を遵守するとともに、それにより周辺の生活環境が損なわれないことがないように、特に配慮してください。

- ① 低騒音型、低振動型の施設を設置する。
- ② 隣接する民家等からはできる限り離れた位置に設置する。
- ③ 室内に設置し、その壁等には遮音性・吸音性の優れた素材を使用するか、内張り等をする。
- ④ 開口部はできる限り無くし、換気口等には消音装置等を取り付ける。
- ⑤ 防振装置、防振基礎等を設置する。
- ⑥ 遮音壁等を設置する。

届出をしない又は、虚偽の届出をした場合は、罰せられます。

参 考

◎騒音レベルの計算方法（一般例）

音源からの距離 r_1 (m) の地点の騒音レベルを L_1 (dB) とすると、
 r_2 (m) の騒音レベル L_2 (dB) は、次式より求められます。

$$L_2 = L_1 - 20 \log(r_2/r_1) \quad (r_1 < r_2)$$

(例) 特定施設からの距離 $r_1 = 1$ (m) の地点の騒音レベルが $L_1 = 70$ (dB) のとき、
受音点(敷地境界地点)までの距離 $r_2 = 20$ (m) とすると、受音点での騒音レベル L_2 は、

$$\begin{aligned} L_2 &= L_1 - 20 \log(r_2/r_1) \\ &= 70 - 20 \log(20/1) \\ &= 44 \text{ (dB)} \end{aligned}$$

* 一般的に騒音レベル L_1 は、特定(指定)施設から 1 m 離れた地点の騒音レベル。
該当する施設のカatalog等に記載してあるか、もしくは施設の製造業者が把握している場合がある。

◎騒音レベルの和（簡略算）

音源が2つ以上ある場合、それらの騒音レベルの差に応じた騒音レベルの増加(α)を求めることで、
2つの騒音レベルの和(騒音レベルの増加)を求めることができます。
これを順次行うことで、3つ以上の音源がある場合の騒音レベルの和を求めることができます。

○騒音レベルの差(レベル差)に応じた騒音レベルの増加

レベル差 (dB)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
レベル の増加 (dB)	α	3.0	2.5	2.1	1.8	1.5	1.2	1.0	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1
	暗算用	3		2			1					0				

(例) 76、75、78、68、70 (dB) の和

* 最も高い音源の騒音レベルを基準として順次騒音レベルの増加(α)を計算していく。

$$\begin{array}{ccccccc} 78 & & 76 & & 75 & & 70 & & 68 \\ \hline & \alpha=2.1 & 80.1 & & \alpha=1.2 & 81.3 & & \alpha=0.3 & 81.6 & & \alpha=0.2 & 81.8 & & \rightarrow 82 \text{ (dB)} \end{array}$$

上記の計算法はあくまでも簡略化された計算方法です。
透過損失(TL)等を考慮した次のような式もあります。

$$L = LW - TL + 10 \log(SW/AB) - 20 \log r - 8$$

LW: 騒音源のパワーレベル(dB)

TL: 窓の透過損失(dB)

SW: 窓の面積(cm^2)

AB: 窓を含む壁全体の面積(cm^2)

r: 窓から受音点までの距離(m)

* 詳細についてお知りになりたい方は、「公害防止の技術と法規(騒音編)」(監修: 通商産業省環境立地局、
編集: 公害防止の技術と法規編集委員会、発行: 社団法人産業環境管理協会)等を参照ください。

騒音・振動の防止や規制及び届出に関する問い合わせ先

福島市 環境部 環境衛生課 環境保全係 ☎024-573-2557 まで

この冊子は再生紙を使用しています。